

社会福祉法人昭和ふくし会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法昭和ふくし会の理事及び監事（以下「役員」という）及び評議員の報酬について定めるものである。

(報酬の額の決定)

第2条 役員が、理事会・監事会・評議員会・正副理事長会議・評議員選任解任委員会に出席及び法人・施設の指導監査に立会いした場合、次により報酬を支払うことができる。

2 職員である理事に対しては、理事としての報酬を支給しない。

支給日	金額
出席及び立会いの都度	1人一律10,000円

上記の他、理事会において別に定めるところにより、法人・施設業務の為に出勤する業務執行理事については月額100,000円を、職員給与規程第13条の規定に準じて報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

支給日	金額
出席の都度	1人一律10,000円

(報酬の支給方法)

第3条 報酬を支給する場合は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除する。ただし法人・施設業務のための出勤する業務執行理事に対する報酬分については、法令の定めるところによる控除すべき金額を報酬額に上乗せしてから控除するものとする。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める「社会福祉法人昭和ふくし会旅費規程」により旅費を支給するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、議決の日（平成29年6月28日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、議決の日（令和3年6月24日）から施行する。